

平成29年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年5月19日（金）10時開会 12時00分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎「水明荘」

3 出席者

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 常設審議委員 | 16名／21名（出席者は別紙名簿のとおり） |
| (2) 鳥取県経営支援課 | 中西課長補佐 |
| 総合事務所農林局 | (東部) 吉尾主事 |
| | (中部) ー |
| | (西部) 平田主事 |
| 鳥取市農業委員会 | 岡本係長、川口主事 |
| 南部町農業委員会 | 亀尾事務局長補佐 |
| 倉吉市農業委員会 | 藤原事務局長、隅主任 |
| 境港市農業委員会 | 原主任 |
| (3) 事務局 | 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田補佐 |

4 開 会（倉益局長）

おはようございます。

それでは、出席予定の委員の皆様、御出席いただきましたので、若干、定刻より早いわけですが、平成29年度第2回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中16名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、これは過半数でございます。この過半数に達しておりまして、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

5 上場会長挨拶

皆さん、おはようございます。

田植えが本番になってまいりまして、委員の皆様方には、公私とも大変御多忙のことと思っております。今日は御出席いただきありがとうございました。

4月から、大体いい天気でございます。立脇さんは日吉津で漁をします。灘はどうですかと言ったら、寒くて風があって漁のほうは今ひとつということではありますが、農作物のほうは順調ではないかということで期待をしておるところでございます。

国会のほうでは、農業改革の関連法案が、土地改良法の改正を初め8法案がおおむね順調に推移をしているようでございまして、今15市町村で農業委員さんの選考も進んでおりますけれども、お聞きするところ、大概埋まってきて、少し選考をするというような状況になってきております。ことしは農業委員会組織にとりましても新しい年の始ま

りになるわけでありますが、我々自身が何をやるかということが問われてくる、そういう立ち位置であろうかというふうに思っております。

少しお時間をいただきまして、昨今の様子につきまして、きょうはまず御報告から申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、私自身の毎日でございますけれども、今週は、大体月曜日の朝は米子本部に出るわけでありますが、聞き取りをして打ち合わせをいたします。農の雇用、■■■さんや■■■さんが就業相談をしておりますけれども、農の雇用を受けて、途中やめをして農業がしたいとって相談してくる子が相当数あります。農の雇用の制度そのものは定着率を高めるようにというのが国の指導なんです、どの法人が農の雇用で受け入れているのかということが各市町村の農業委員会に連絡や周知がしてないんですね。農業会議の事務局が回っているけれども、一番肝心かなめの農業委員会、もしくは農業委員さんにそこは連絡が行ってないというのが現状であります。その中で、やめるに至るのには本人の思い違いもあるかもしれませんし、雇用主のほうの思い違いがあるかもしれませんし、給与の未払いだとかいろんなことがあるに違いないでありますけれども、それが、農業したい、農地が借りたいと来たときにそのまま受けてしまっただけでは、後工程がとても複雑になっていきます。ということで、やはりそこは普及所も含めまして、きちんとこうするだよということを指示をする。

月曜日の午後は伯耆町の遊休農地を回りました。かなりの筆数があつて、折々に回ってきたところもありますけれども、やっぱり事務局■■■さんと回らんとわかりませんので回りまして、これが意向調査ではうちに来ているけれども、地元で話してもらって、農業委員さんと一緒に話ししてもらって、ここは非農地化をするのがやっぱり適切じゃないのと。伯耆町は利用意向調査をしませんでしたし、まだ非農地化がしてないし、農振の見直しがしてないので、事務局としても非農地化をする手順がわからなかったということがあります。では、農業委員会の総会で私が行って話をするのはいつ行きましようかという相談をして、8月の10日の農業委員会総会で私のほうが行って、こうしたほうがいいのかということをお話しようということにはしたわけでありまして。

3時から南部町を回りまして、■■■さんがおりますけれども、一緒に回りまして、恩田さんの足元で、恩田会長によれば、南部町は全部いいぐあいにしてあるということでもありまして、私もそう思っただけなんですけれども、あに図らんや、隠れた谷にぺたっと遊休農地がありまして、結局そこは中山間支払いを受けてきておりますので、保全管理がしてあるというたてつけで転作の一部に組み込まれていてお金が出ていたわけですから、それを回って遊休農地だよという直接支払いが入りませんから、ここまで来たんですけれども、もうにっちもさっもいきませんので、どうしようかということになってきたわけです。そうすると、これはほったらかしといってもいけないことですから、どうしましようかということをお話していかねばならない。個人の点の話では、個人にあなたはもっとしっかりしなさいと言っても、その谷筋の水路も含めた話になるわけですし、じゃあここも農業委員会のほうで話をして今後どうするかをお話しましようねということで、南部町については7月の7日に行かせてもらうようにしたわけでありまして。

6日の火曜日は、朝から境港市の事案で、農林局長以下、県の行政、普及に寄っても

らって、境は幸いなことに元気のいいネギ屋さんがいっぱいおりまして、先週、足立会長も出てもらってそういう会をしたんですけれども、具体的にその人たちが何ぼの農地が欲しくて、どこにそれがあるかということですね、理事長と一緒に回っていくわけでありまして。その手順を県の人にも説明をし、■さんや事務局にも来てもらって、手順を確認をしてデータを、水土里データのために地図化をするというような手順をいたしました。

その午後は、日本農業新聞が取材に来まして、中間管理事業がよその県では行き詰まっておりますけれども、鳥取県は3年連続伸びてきておりまして、1年目、2年目が全国の8位、9位ぐらいにありましたけれども、多分、もっと順位を上げるであろうと思っております。来週、官邸に報告があって、記者発表をされてきますので、来週以降、その話題が出てくると思っておりますけれども、取材に応じておきました。やはり、これは構造政策ですから、担い手がもうかってもらうようなことを我々はしていくために総力でやりつつあるわけですし、何やらお上に言われてする話ではなくて、これは自分たちが自分たちでしていく、それを鳥取県では進めてますよということをお話しておきました。

おととい17日は、朝から大山町の遊休農地を巡回をしております、ある方が病気で急にできなくなって20haが浮きまして、それを大概つけたんですけれども、条件が悪くて受け手がない筆が10筆ほどがございまして、それをどうするかという話なんですけれども、東坪の小竹、倉谷、光徳の谷筋というのは非常に狭くて、水が湧きまして、小林会長からすると、大山は平場だと思われるかもしれませんが、大山の中には智頭にはないような物すごいところがありまして、では、そこは今、営農組合はあるんですが、営農組合がもう動かなくなっております、どうするかという、そういう難儀な課題を地元の大山の農業委員会と一緒に協議をしております。

午後は、鳥取本部に参りまして、農業会議、機構の決裁をし、また職員に指示をいたしております。

昨日は、午前中は県庁の普及の皆さんやいろいろな人にお願いや指示をして、午後は智頭に上がりました。小林会長のお宅に2時にお邪魔する約束をして、会長の家に行く前に、一応、那岐の谷やぐるっと回りまして久しぶりに行きましたけれども、非常に緑豊かであります。西部の大山山麓は水がありませんので堤係が随分多いわけですが、智頭は山が深くて緑ですので、沢に水が豊かにあります。やはり、山のおかげだと思います。それいうところどころの営みが、風土が違っております。鳥取県内でいくと智頭は少し特殊な風土であります、岡山の県北や広島、島根と比べると一番スタンダードな立地が智頭でありまして、したがって、よその県やよその町がどういう取り組みをしているかも含めて、智頭で今まで余り大きな動きがありませんので、そういう意味ではマグマがたまっているんだろうと僕は思っております、そこを町の行政のほうでどういう取り組みをされるかで農業委員さんの働き方というのは違ってきますし、そこを小林会長がどういうふうに号令をかけられるかで私も会長としての物言いが出てきますので、現場を見させてもらい、町の幹部と意見交換をしたというようなことでございました。

朝晩に職員とは報告を受けたり指示をしながら、大体事務的なことは、夜、自宅のパソコンでしておりますけれども、けさは日南町の笠木で少し難しい問題が起きて、その

指示をしたり、香取の除れきの工事でトラブルがあったり、そういうことを指示してここに来たようなことをごさいます。

担い手育成機構の業務はおおむね順調に推移をしております、中間管理事業については、3年連続で業績を伸ばしてきております。きのうも県の職員に言うんですけれども、昔は構造改善事業というものがありまして、田んぼの圃場整備をし、そして畜産の団地をつくり、梨の団地をつくり、選果場をつくり、どうすれば担い手がもうかるかということでやってまいりました。今の各市町村に再生協というものがあって、転作を議論するわけですが、構造政策なんかなしでありまして、10a 当たりには何ぼ補助金がつくかという話ばかりですから、水田フル活用ビジョンってありますけれども、主食用米が何ぼ、飼料用米が何ぼ、転作作物でネギだブロッコリーが何ぼと書いて、その奨励金は地域で話し合ってください、それだけのことであります。誰が本当につくって、どうすればもうかるかという議論が全くないわけであります。

今、県のほうの行政のシフトも誰がどうもうかるかということが、かなり不明確になってきております、一つは。それから、田んぼは水が流れれば泥がたまるわけでありまして、水が流れれば目地は傷むわけでありまして、トラクターの大きいもんが入れば暗渠が詰まる。したがって、土地改良の田んぼや水路を維持し直さねば、あつという間にそれは古くなっていくわけであります。その常識的なことが、国のほうでは土地改良法を改正してまで向かおうとなさっているのに、我が県ではもう少しそこを認識してもらう必要があるのではないか。そういうことを日々痛切に感じながら取り組みをさせていただいております。

さて、農業会議のほうはそういうことで、15市町村で体制が整いつつあるわけですが、先週は全国の農業会議の会長会が東京でございまして、出席をしてまいりました。月末の市町村会長さんに行っていただく大会の準備段階の会ではありますが、私は初めて出席をする新参でございますので、黙って発言は控えて様子を聞いて帰ろうと思って出席をいたしました。

おかげさまで、全国農業会議の幹部の皆さんとは東京で随分懇意にさせていただいております、私が農業法学会の会員でしばしば東京に勉強に行くということもありますけれども、私の意見も取り入れていただけてきましたので、全国会議所幹部の方が歓迎会をしてやるということで、晩はそういう懇親会を持っていただいたわけであります。会議に参加をいたしましたところ、非常に緩いというか、外海は荒波なのに波止場はなぎといいますか、現場の様子がまるで反映されていないことに驚きまして、黙っておるつもりでございましたけれども、少しだけこういうことではないでしょうかということをお願いした次第であります。国に言われてするとかどうこうでなくて、やはり農業をする人がもうからないと、これは続かないわけありますから、幸いにももうかる作物もあるが、残念ながら年には勝てん、みんなが年には勝てんわけあります。そういう意味で、石破さんが日本列島創生論を書かれましたけれども、次の未来の世界にどうするかということ、我々が少しだけでもいいので尽力をしていこうということではないでしょうかということをお話をいたしました。どうだったかなと思いましたが、丁寧なお礼状もいただきまして、やっぱり発言することは発言をさせていただくのがいいのかなと、そんな感じを持ったところでございます。

あと、今後の予定でございますけれども、今月末には東京の会があって上京するわけですが、問題は、その後の監査、理事会、総会を経て、各市町村とも体制が新しくなります。8月以降、早速に利用意向調査、状況調査もございまして、委員さんが半分以上は新しくなられるんだと思います。その際の研修をどういう形でしていくのかというのが、一番スタートに当たっては大事な事かなと思っておりますので、この点を理事会でも御議論いただき、また会長さんと相談をしながらたてつけをつくってまいりたい、このように思っております。

担い手機構の業務を通じて農業委員さんとどういうふうに連携すれば仕事が行くのかということにつきまして、私のほうはそういうことで現場を回りながら、個別具体的に幾つかの提案といいますか、考えを持っておりますので、今後、具体的にまた御相談をさせていただけたらと思っております。

今日は、後段の報告のほうで、先般の平井知事との面談の結果でありますとか、今後の会長大会についても御報告、御相談をいたしますので、その場でまたその項目についてはよろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上で御挨拶といたします。ありがとうございました。それでは、議事を進めましょう。

事務局 倉益局長

それでは、以降、上場会長で議長として進行をいただきます。よろしく願いいたします。

6 議事録署名委員の決定

議長 それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
(上場) まず、議事録署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてよろしゅうございませうか。「はい」と呼ぶ者あり
では、倉吉の山脇会長さんと、日吉津の立脇会長さんをお願いいたします。
それでは、審議に入らせていただきます。
まず、農地法4条の意見聴取事案について、事務局は進めてください。

7 審議事項

農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局 審議事項、入ります前に、資料をごらんいただきたいと思います。
平成29年度4月常設審議委員会審議に基づく農地転用事務の改善についてというペーパーをつくってございます。先月の常設審議委員会で提言いただきました主なものを入れてございます。議事のポイントを左側に書いております。前月許可一覧について、これについては、本日、県の経営支援課のほうで28年度まとめたものを表にさせていただきました。
農地法5条について恩田副会長から資料に基づいて整備内容がわかる

ように明記することということ。会長から、水路について、関係者の了解と公図をきちんと確認すること、あわせて上下水道、雨水の流れがきちんと説明できるようにするというのを御指示いただいたところであります。

あと、議案資料について高西会長から、もう少し、毎回同じことを言われているということで、きっちり内部検討をして事務局も変わったということにならないといけないというお言葉を頂戴しているところであります。今月も一昨日、初めて内部検討をいたしました。その場でも上場会長からいろいろ指示いただいて、不十分なところも多々あったわけであります。また、市町村の農業委員会からのやりとり等のこともあって、なかなか事務局として十分ではないということを反省しながら、少しずつまた改善していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

事務局

そうしますと、最初に県の経営支援課のほうから農地転用の許可状況を御説明お願ひいたします。

経営支援課

それでは、農地転用の状況報告ということで、先に28年度の実績ということでまとめさせていただいているほうで説明をさせていただきたいと思っております。

先回、御指示がございまして、平成28年度の総括を取りまとめて一覧にするということと言われてまして、その際の記載の項目等もいろいろ御指示していただきまして、それをちょっと反映させて今回つくらせていただいたわけですが、総括ということで5項目ほど上げております。

年間の累計の件数は414件で、面積は37.8ha。そのうちの農業委員会の意見聴取分については67件の面積は19.1haでございますが、これは全体事案のうちの数でいきますと2割弱ですけれども、面積では5割に上るものが意見聴取されております。

2番目といたしまして、年間で件数が多いものは一般の住宅、これは112件、2番目は駐車場で61件、3番目は通常の太陽光発電48件、4番目が集団住宅その他で43件、5番目が墓地ということで34件という、ベスト5と申しますか、こういう順番でございました。

さらに、3番目といたしまして、面積について調べましたら、一番上が集団住宅その他で5.5ha、2番目が農林漁業用施設で5.4ha、3番目が通常の太陽光発電施設5.1ha、4番目が鉱・工業用地で4.2haで、5番目が一般住宅の3.8haという順番でございました。

4番目といたしまして、植林とか資材置場への転用事案が若干、28年度につきましては減少しておりましたけれども、太陽光発電施設については結構増えていますということで、済みません、27年度の実績のデータ

をちょっと持ってきておりませんので、ざくっとした御説明ですけれども、一応そういう傾向がございました。集団住宅と、それから農林漁業用施設の面積が大きいということですが、宅地造成といたしまして、大山町所子でありますとか、それから牛舎等の関連施設におきましては、鳥取市の国府町の美歎の牧場の件でありますとか、こういったような大規模案件があったことによりまして増えておるといことがございました。

不許可処分については、先回も申し上げましたけども、再度確認をしましたところ、ありませんでした。

ということで、28年度実績については以上のとおりですが、下のほうの表につきましては、これ、先回お配りさせて御説明させていただいた部分とほぼほぼ一緒ということですが、ほぼといいますのは、若干、その後ちょっと集計ミスが見つかりまして、合計の件数が412件と先月は御報告させていただきましたが、ちょっと2件分間違っております、それに伴いまして面積もちょっとふえております。申しわけございませんでした。

ということで、上下この2つの表につきましては、ほぼ先回どおりの表をつけさせていただいておるといことでございます。

議 長

それでは、ありがとうございました。

先回の議論をもとに経営支援課が対応していただきましたので、会長さん方、そういうことで、高西さん、よろしゅうございますでしょうか。前回のものをタイトルをつけて精査をしてくれたというような状況でございます。よろしゅうございますか。

それでは、会長からちょっと加えてお願いをしておきます。この年度ごとのまとめを、ぜひ、各市町村、また農業委員会、県のほうに連絡とか報告をお願いしたいと思います。転用については、こういう仕掛けで市町村の農業委員会が取り組み、この常設会議があつて、こういうことでこうなっていますということを、ぜひ、農地行政にかかわる人に知っておいていただきたいんです。これは土地改良区も含めてですね。それをお願いしたいと思います。

今後の課題としては、非農地化が進んでいきますので、これは正面からの4条、5条の転用なんですけれども、非農地化ということで山に返っていくものがかなり出てくるかもしれません。■■■■さんのほうで、それをどういうふうに数字を捕捉するのかということを検討してみてください。よろしいでしょうか。■■■■さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく申し上げます。

では、議事を進行します。

経営支援課

では、引き続きまして、今度は4月分の転用状況の報告をさせていた

だきたいと思います。

ごらんいただくとおりですけど、農地法4条につきましては、トータル7件の1,559㎡です。農地法の5条関係につきましては20件ということで、トータル1万2,484㎡でございます。合計いたしますと27件ということで、1万4,043㎡ということになっておりまして、今回が1回目ということですので、累計も同様になっております。

さらにその農業会議の意見聴取分につきましては3件で、2,464㎡ということですので。当該年度の累計は全く同じということで、お願いします。

目的別の内訳ですけれども、住宅用地として農家住宅が1件の842㎡で、一般住宅が5件で1,897㎡、集団住宅その他が3件の2,835㎡でございます。公的施設用地とそれから鉱・工業用地、それから商業・サービス等用地についてはございません。その他の業務用地といたしまして、農林漁業用施設が1件の975㎡で、駐車場は5件で3,734㎡、資材置き場が3件で538㎡でございます。太陽光施設、通常分ですけど、3件で2,849㎡で、その他の業務用地といたしまして、1件で165㎡、これは伐採材木置場ということでございました。墓地につきましては4件ございまして、198㎡。それから、その他ですけど、これは1件で10㎡ですけど、これは進入路の拡幅ということですので。トータルしますと27件で、1万4,043㎡ございました。そのうちの農業会議聴取分につきましては、一般住宅が1件で400㎡、それから農林漁業用施設が1件で975㎡、駐車場が1件で1,089㎡で、トータルいたしますと、3件の2,464㎡が意見聴取をされた分でございます。以上でございます。

事務局

続きまして、市町村の農業委員会の総会で、5月にかけてられた付議事案の件数について御説明をさせていただきます。資料は農業委員会総会付議事案（平成29年5月分）の資料をごらんいただきたいと思います。

左側、農地法第4条につきましては、県の合計で件数といたしまして9件、面積が1万1,305㎡でございます。内訳につきましては、そのこの表のとおりでございますが、東部のほうでは八頭町さんが1件、智頭町さんが1件です。中部のほう行きまして、倉吉市さんが3件、北栄町さんが1件です。表の下のほうになります。鳥取市さんで2件、南部町さんで1件ということになっております。

右のほうに行きまして、農地法5条の許可事案につきましては、県の合計といたしまして28件です。面積につきましては、2万9,440.56㎡となっております。内訳につきましては、上のほうから、八頭町さんが2件です。それから、中部のほうに行きまして、倉吉市さんが4件、三朝町さんが1件、琴浦町さんが2件です。西部のほうに行きまして、米子市さんが9件、境港市さんが3件、伯耆町さんが1件、大山町さんが1件、鳥取市さんが4件、南部町さんが1件と、そういった内訳になっておるといって状況でございます。

そうしますと、農地法4条につきまして、農業会議のほうに意見聴取があった事案でございますが、表の右のほうに書いてありますけども、今回は県の合計といたしまして2件出ております。倉吉市さんから1件、南部町さんから1件ということでございます。その中で、倉吉市さんにつきましては30aを超える事案でございます、説明事案ということで今回倉吉市さんにお越しいただいておりますので、その内容につきましては倉吉市さんのほうから詳細なことを説明していただきたいと思っております。

それでは、倉吉市さん、よろしく願いいたします。

倉吉市農業委員会

失礼します。倉吉市の農業委員会の藤原と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。座って説明をさせていただきます。

そうしますと、資料のほうは4条、平成29年5月19日開催という資料のほうでございますが、説明のほうは1枚はぐっていただきまして、30aを超える事案説明資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、1番、土地の所在のほうでございますが、倉吉市桜~~XXXXXXXXXX~~というところで、旧高城村になりますが、市役所から大体12キロ離れてまして、北栄町に隣接した農地でございます。2番の転用事業者は、同じく桜の山根進ということで、3番の目的のほうでございますが、目的は植林でございます。必要性ですが、申請地周辺は山林に囲まれておりまして、昨年まで白ネギをつくっていたんですが、近年、イノシシ等の鳥獣害の被害も多いということ、それから高齢になったということで、植林をしたいということでございます。

4番の立地基準、まず、1番の農地区分ですが、根拠のほうは土地改良事業等も入っていない小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地ということで判断をしております。それから、2番の許可根拠のほうは、周辺農地に影響はございません。営農条件は先ほど言いましたように、山間地の農地で鳥獣害の被害もあるというような条件でございます。代替等については、維持管理のために植林をするということで、代替地はございません。

5番の一般基準のほうでございますが、まず1番目の他法令の許可の関係ですが、特に該当はございません。それから、2番目の規模の妥当性でございますが、全面に植林をするということで、1枚目に本数等を書いてございますが、一応、目安として1ha当たり大体3,500本から4,000本ということで、今回、3,300㎡ということで、990本、クヌギを植栽するように計画をしております。ということで、一応、苗の本数も妥当ということで考えております。それから、3番目の営農及び被害防除計画等の措置でございますが、特に隣接に農地はございませんので、特に影響はございません。それから資金のほうも一応、通帳の残高を確認をしております。

それから、6番目、公共投資のところでございますが、特に土地改良等入っておりませんので、該当はございません。

それから、7番目が農業委員会の意見及び審議の概要ということで、倉吉市の農業委員会を5月の10日に行いました。その中で、周辺農地の影響はなく転用の必要性も認められて、許可は適当であるという回答をいただいております。以上でございます。

事務局

それでは、4条の一覧表に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の1ページ、倉吉市農業委員会の議案については先ほど御説明がありました。農業会議の意見案といたしましては、位置的に異存はありませんけども、助言といたしまして、転用については植林にかかわる補助金のことですとか、それから植林された後の保育なり除伐といったこともございますので、森林組合と連携して計画的な施業をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、7ページでございます。南部町農業委員会の事案でございます。南部町猪小路の畑2,668㎡を■■■さんが牛舎2棟、飼料用倉庫1棟を建設される事案でございます。農業会議の意見案としては、位置については異存ございません。■■■さんは認定農業者でございまして、現在、経産牛60頭を飼養されており、これを80頭規模に拡大されるために既存牛舎の隣接地を敷地拡張されて乾乳牛舎192㎡、育成牛舎144㎡、飼料庫152㎡等を整備されるという事案でございます。資金については、日本政策金融公庫の資金、あるいは鳥取県酪農振興対策関係費の補助金の交付を得て対応されます。

8ページ、9ページに位置図を載せております。場所は旧西伯町の原工業団地のほうを入って行って、県営ライフル射撃場の近くにあるものでございます。

11ページ、12ページに、施設配置とそれから排水系統図を載せております。11ページでは、右側の黒斜線の部分が既存施設でございます。造成は表土すき取りを20センチ埋め立て80センチで、雨水は西側及び東側の排水路、排水溝へ放流されます。汚水は敷料に吸着させて、既存の堆肥舎で堆肥化し、耕種農家へ提供されます。家畜排せつ物の処理法については、西部農林局から、既存施設で処理可能範囲であり、新たな処理施設は不要との指導がなされております。また、水質汚濁防止法の特定施設の届出については、西部生活環境局に今年の4月に届出がなされております。南部町土地改良区、それから水利組合等の同意もなされております。以上でございます。

議長

それでは説明が終わりました。

委員の皆様からの御質問、御意見をお願いをいたします。ございませんでしょうか。

では、会長のほうから倉吉市さんにちょっと御質問させていただきたいと思います。

この事案の中身については何ら異存はありませんが、久米ヶ原周辺でこれに似たような場所というのは、ほかにもたくさんあるものか、そうではなくて例外的なものか、会長どんなもんですか。

それで、機構も久米ヶ原土地改良区のほうに委託をしてでも、中間管理機構を使うとか、例の農協の大黒もありますし、と思うわけですが、これは一応土地改良区には入っていない。

山脇委員 いないです。

議 長 いない。岩場ですよ、あの畑。この手のものも何カ所かあるものだろうか、この手の山の中のこういう畑はそうないものか。事務局長、どんなですか。

倉吉市農業委員 いや、かなりあると思います。今言われた久米ヶ原も、ほんの倉吉全体で見れば一部ですんで、例えば関金、今の今回の高城、北谷と久米ヶ原、入ってませんのでね。半分以下だと思います。かなりあると思います。

議 長 ちょっと関心がありますので、迷惑もかからんし、山に戻しゃいいだがなと言えはそれだけだけど、山に囲まれているので、またそれなりの何とかまた使い向きがあるかもしれんので、一遍また見学をさせてやってくださいませでしょうか。

山脇委員 久米ヶ原のほうについては、幾ら山林の近くでもイノシシは出ないですが、ここはイノシシだらけのところ。周りが林、山で、ほいで、この間も私も直接調査に行って、たまたま■■■さんがおって、畑に。■■■さん、よう知っとるもんだけえ、聞いたら、もう俺もかなわんや、イノシシが出て、つくったって食われちゃうだけ。仕方なしに木を植えたわいやってって言いなってる。久米ヶ原のほうの一部については、今、ワールドファームのほうに耕作を依頼して、何カ所かつくってもらっています。

議 長 皆さんからはいかがでございますか。
長谷川さん、いいですか。

長谷川副会長 いや、いいです。

議 長 それでは、この案のとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)
ありがとうございました。
それでは、次に移ってください。

農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局

それでは、農地法第5条の意見聴取の関係について御説明させていただきます。

再び農業委員会総会の議事案、平成29年5月分の資料、一覧表をごらんいただきたいと思います。

5条につきまして、農業会議への意見聴取事案につきましては、県全体で8件でございます。面積が1万3,857㎡ということになっております。内訳につきましては、倉吉市さんが1件、米子市さん1件、境港市さん1件、伯耆町さん1件、大山町さん1件、それから鳥取市さん2件、南部町さん1件ということになっております。この中で、30aを超えます説明事案につきましては、倉吉市さんのほうが1件ありますし、境港市さんのほうから1件ございますので、この2件につきましては、それぞれ詳しい内容を倉吉市さんと境港市さんのほうから御説明いただきたいと思います。

それでは、また、倉吉市さんのほうからよろしく願います。

倉吉市農業委員会

そうしますと、資料は5条のほうの資料でございますが、説明のほうは同じく1枚はぐっていただきまして、30aを超える事業説明資料のほうで説明をさせていただきます。

こちら植林でございますが、土地の所在が倉吉市大立■■■■■■■■■■、5,208㎡の畑でございます。こちら旧高城村ということで、市役所から大体西に10キロの場所でございます。転用事業者が倉吉市福積の■■■■■■■■■■。3番目の転用目的でございますが、こちら植林ということで、ちょうどこの■■■■■■■■■■さんが隣接の山林をお持ちでございます。今回隣接する農地を購入して植林を行い、規模を拡大するという事で、林業経営の安定、改善を図るということ、さらに、申請地を取得することで、現在、木を出す道路がないということで、搬出路等も確保ができるということでございます。

4番目の立地基準のほうですが、根拠としましては、土地改良も入っていない小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地ということで判断をしております。許可根拠のほうですが、周辺農地に特に影響はございません。3番目の営農条件でございますが、周辺を山林に囲まれた農地で、日当たりも悪く、通作も不便であると。それから、申請者所有の山林に隣接しており搬出路の確保ができるということで、代替地

計画されておられません。また、ちょっと図面のほうにはここに記載しておりませんでした。また、侵入防止のフェンス1.5mのものを周囲、全面に設置するとのこと。資金調達計画につきましては、あっぱれソーラー代表社員、■■■■氏が代表取締役を務める有限会社A I Eの残高証明、及び有限会社A I Eからあっぱれソーラーへの融資証明により確認しております。

農業委員会の意見としましては、周辺農地への影響は認められず、転用の必要性を認めるため許可は妥当であるが、太陽光発電設備建設に伴う周辺住民への生活への影響が懸念されることから、申請地に隣接する住宅及び農地所有者の同意を得ることとしております。これにつきましては、事業者と連絡をとりましたところ、ゴールデンウィーク中に周辺住宅及び隣接農地所有者への説明を行ったとのことであり、おおむね同意を得られたとの報告を受けております。

説明は以上です。

事務局

それでは、一覧表に基づきまして、通しで説明させていただきたいと思っております。

最初に1ページ目でございます。先ほど倉吉市の農業委員会から説明がありました倉吉市大立の植林転用事案については、農業会議の意見、案としては、位置的には異存はありませんけれども、先ほどと同様、植林転用事案でございますので、森林組合等の連携をもとに計画的な施行をお願いしたいと思っております。

続きまして、6ページ目でございます。米子市農業委員会の事案でございます。米子市彦名の畑327㎡を一般住宅に転用されるものでございます。農業会議の意見案としては、位置については異存ございません。譲受人と譲渡人の関係でございますけれども、譲受人の奥さんのおじいさんから申請地の贈与を受けるという事案でございます。7、8、9ページに位置図をつけております。

9ページをごらんいただくと、市道沿いに申請地が位置するわけでございますけれども、近隣の既存の住宅からは両方向とも約40m離れております。

12ページに施設の計画図を載せております。隣接境界にL字型擁壁を設置して最大50cmの盛り土がなされます。雨水排水は、溜枡を通して既設の道路側溝に放流し、汚水排水は合併浄化槽を通して既設の道路側溝へ放流される計画となっております。

続きまして、14ページの事案です。この事案につきましても、先ほど境港市の農業委員会のほうから説明をいただきました。農業会議の意見案は、位置については異存ございません。ただし、本件申請地の計画地は住宅地に近接しているため、施設からの反射光等、住民生活に影響がないように、その点を配慮するような措置を確認してくださいというよ

うな助言をいたしてきたところでございます。なお、造成計画、それから侵入防止柵の設置については、先ほど御説明がありましたとおり、現状のままで防草シートを下のほうに敷く。それから侵入防止柵については、周囲に高さ1.5mにフェンスを張るといような説明があったところでございます。

続きまして、21ページでございます。伯耆町農業委員会の事案でございます。伯耆町■■■■の畑541㎡を転用して、株式会社大山どりさんが鶏舎3棟を建設されるという事案でございます。農業会議の意見案は、位置については異存ございません。22ページ、それから23ページに位置図を載せております。

23ページの間接図でございますけれども、後で説明します施設配置の関係の都合から、図面のほうは逆さにして載せております。申請地は、JR伯備線の岸本駅と伯耆溝口駅の間接付近に位置し、この図面では、申請地は日野川の右岸側に位置しております。上の山側に当たるところでございます。図面では左下になりますけれども、米子自動車道が走っております。図面左手側から清山川が右手側に流れ、これが日野川へ合流しとるところでございます。

申請地でございますけれども、この間接図の中央部に山陰畜産清山鶏舎というのがございます。L字形の鶏舎団地のところに位置するわけでございます。転用事業者でございます株式会社の大山どりさんは、平成20年3月の会社設立でございます。旧山陰食鶏グループ4社から事業の営業譲渡を受けて操業しておられます。

24ページに現在の団地の概略図を載せておりますので、ごらんください。24ページでございますけれども、図面の上、中央部とそれから左端の2カ所に出入り口がございます。全体の敷地面積は約4,000㎡でございます。鶏舎は、1号から34号まで34棟でございます。現在、ブロイラー164,000羽が飼養されており、年間91,000羽が出荷されております。図面の中央部に今回の整備計画地を点線で囲っておりますけれども、中央部の25号から28号の4棟の鶏舎があるわけですが、この4棟が最も古い鶏舎でございます。この鶏舎4棟と倉庫を取り壊すとともに、隣接する畑1筆541㎡を賃貸して再整備して、次の25ページにあるような縦長の鶏舎3棟を建設するという事案でございます。少し見にくうございますけれども、中に1223番、小さい四角の部分がありますけれども、これが農地の部分でございます。

もとに戻ってもらって、21ページの一覧表でございます。先ほど申し上げましたとおり、25号から28号の鶏舎4棟及び倉庫を取り壊して、ウインドレス鶏舎、1棟が大体434㎡になりますけど、これを3棟新築します。それから、養鶏ボイラーを導入して、HACCP認証施設の取得を目指して、飼育環境の向上や衛生管理の徹底を図るといようなものでございます。これによりまして、現在より1万2,500羽を増羽し、

年間出荷数は988,000羽になる計画でございます。

28ページに断面図を載せております。中のほうは、農地の畑の部分、ぼこんと1.5mほど高くなっているため、これを既設地盤高に合わせるために1.45m掘削して均平化するという計画でございます。

汚水は、鶏舎各棟に溜枡を設置して、側溝を通して既設の沈殿槽に誘引して自然蒸発させて、定期的に汚泥をくみとって処理し、周囲には汚水が流れないような対応がとられております。鶏ふんは、鶏ふんボイラー2基により燃焼される計画でございます。汚水処理は、26ページに施工前の状況、27ページに施工後の状況のものを載せております。

会議の事務局の助言案としては、排せつ物処理等に関する法律及び水質汚濁防止法等の特定施設の届け出の対象施設に該当する場合には、適切な対応をお願いしたいと思っております。

続きまして、30ページの大山町農業委員会の事案でございます。大山町稲光の田107㎡について、一般住宅の宅地拡張を図る事案でございます。この事案は事業計画変更事案で、当初許可が平成27年7月31日付で出ております。従前の転用面積は499㎡で、変更後に606㎡に、107㎡増加させるというものでございます。

33ページ、34ページに位置図を載せております。34ページを見ていただくと、県道沿いのところが許可済み地でございます。これが許可面積が499㎡でございます。これに隣接いたしますピンク囲いの申請地が今回の追認申請地の107㎡となります。

31ページ、32ページに顛末書を添付してございます。このてんまつは、基礎工事、建物の外壁工事が概成した段階で、土地家屋調査士による建物の所有権保存登記のため現地調査が行われる中で、西側に4m、基礎部分では1.3mが隣接農地に食い込んでいることが判明して、今回の対応となったものでございます。

平成29年3月21日付で顛末書が農業委員会に提出され、工事の中断と事業計画変更の手続が指導され、4月20日付で転用事業の変更承認申請書が農業委員会に提出されております。転用事業者は銀行員さんで、奥さんと子供の3人で現在は出雲市に居住されておるんですけども、御両親が高齢で、在住しておられる稲光地内の現在の家屋が老朽化して建てかえの時期を迎えておることから、同居住宅の建設を行うというものでございます。転用事業者が、現在出雲市に転勤中であり、お父さんのほうも年配で、この方に現地の対応を任せとったということで、現地の把握が十分でなかったということが顛末書に書かれております。

農業会議の意見案でございますけども、農地転用事業計画変更の承認にあわせて追認許可はやむを得ないと考えます。しかし、登記簿を見ますと、助言欄の案のところでございますけども、元筆の80番地、これが1,123㎡でございます。当初、転用許可の時点で既に26年12月18日付売買を原因とする条件つき所有権移転仮登記、条件は農地法5条の許可であ

ります、が付されております。土地全体の実質的な売買が終わっており、譲渡人の側についても自分の所有地であるという意識が薄くなっていて、土地の境界に対する意識も乏しくて今回のような事態になったというのが根底にあるようでございます。

農業会議の事務局の助言案としましては、農業委員会は農地転用にかかわる事前相談に適切に対応してください、それから譲渡残地として農地として残る80番1の546㎡について、条件つき所有権移転仮登記の抹消及び当該農地の適切な利用についての指導を行うよう助言することによってでございます。

続きまして、40ページでございます。鳥取市農業委員会の事案でございますけども、国府町広西の畑、988㎡のうち230㎡を農業用施設用地として、農業組合法人のまごころ農場ひろせが乾燥調製施設、農機具庫等を建設する事案でございます。農業会議の意見案は、位置については異存ありません。

41ページ、42ページに位置図を載せております。申請地の周辺は、県営国府地区圃場整備の受益地で、申請地は広西集落の入り口部分に当たり、隣接地が組合法人の組合長さん居宅となつるところでございます。申請地も同組合長さんの所有地になつるものでございます。

この組合法人は、平成27年4月の設立でございます、構成員は集落36戸でございます。現在の経営規模は15haでございます、これは農地中間管理事業により集積されておるものでございます。みんなでやらいや農業支援事業の認定を受けて、大豆、麦の乾燥調製施設、それから農機具庫を設置するという事案でございます。農業施設用地への用途区分変更が今年の3月に終了しております。なお、公共投資のところがないになっておりますけど、ありの間違いですので、訂正をお願いいたします。

44ページ、45ページに土地利用図を載せており、それから47ページには土地造成計画を載せております。表土10cmをすき取りし、砕石、真砂土で30cm盛り土して造成されます。雨水は樋により集水し、前面の市道側溝を経て農業用排水路に排水するというので、広西部落の同意が得られております。

続きまして、48ページ、鳥取市の2番目の事案でございます。河原町本鹿の畑1,178㎡のうち785㎡を農家住宅として転用される事案でございます。農業会議の意見案は、位置については異存ございません。49ページ、50ページに位置図を載せております。河原の西郷谷に位置しており、近くには西郷小学校があり、周辺には牛ノ戸ですとか中井窯などの陶芸が盛んな地域でございます、申請者のお父さんも、やなせ窯ということで白磁の陶芸を行っておられ、人間国宝になってございます。

53ページ、54ページに土地利用計画図を載せております。ごらんいただきたいと思っております。申請地の近傍に実家があつて、祖父、父母、それ

から配偶者と子供の8人家族で生活されておられますけれども、非常に手狭なので若い世帯の住宅として転用されるというものでございます。なお、残置として残ります393㎡については、柿が栽培されておりますので、引き続き農地として利用し、将来的には全て息子さんに所有権移転するという計画のようでございます。造成につきましては、前面の市道から1.5mほどの段差があって、高いところに位置する畑でございますので、造成は行わず、現状地形のままで建物を建設する計画で、雨水は農業用水路に排水し、汚水は集落排水に接続して処理するという計画になってございます。

次に、55ページ、最後になりますけれども、南部町農業委員会の事案でございます。南部町徳長の田1,718㎡を農事組合法人のやまとだにさんが、調製乾燥施設、倉庫、加工作業所の農業用施設に転用される事案でございます。農業会議の意見案は、位置については異存ございません。

56ページ、57ページに位置図を載せてございます。申請地は、法勝寺の南部町役場庁舎から島根県の伯太町方向に行く途中にある道筋のところでございます。全体事業費が5,844万円で、鳥取県のがんばる地域プランの助成や、それから日本政策金融公庫の融資を受けることになってございます。

59ページに土地利用計画図を載せております。雨水は既設水路により山田谷川に放流をするが、合併浄化槽により浄化処理する計画となっております。事業所については、現地との境界にコンクリートの擁壁を敷設して50cmほど盛り土して、その上をアスファルト舗装するという計画でございます。南部町土地改良区、水利組合の同意が得られております。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

委員の皆様からの御質問、御意見をお願いしたいと思います。

それじゃ、小林さんから。

小林委員

今、聞いておったんですけれども、ページが21ページ、鶏舎の関係ですけれども、28ページを開いてください。28ページに、嵩下げで1,450下げるんだと。下げられるのはいいんですけども、残土の処分をどこに持って行ってどう処分されるのか、全然これの説明なかったように伺っておりますけれども、それはどっかの鶏舎の今度新たに建てられる3棟部分を埋めて、それによってやられるのかどうか。残土処分の処理方法等々も説明される必要があるのではなからうかなと、こういう感じがいたしておりますけど。

議 長

森井さん、どうでしょうか。

事務局 申しわけございません。具体的にちょっと把握しておりませんので、後で確認したいと思います。

議長 それじゃあ、確認をしてください。
それで、小林さん、申しわけありませんけど、すぐわからんようですので、後ほどそれじゃあ確認してください。

小林委員 いやいや、この件につきましては、やはり1,450いうたらかなりの、400何㎡が、全体ですとボリュームが、がいになきなものになるのですが。だから、3棟、今度建てられるところにそのものを埋めて、その3棟に新たに建てるところを嵩上げてやるとか、いろいろやり方があるでしょう。それから、処分でしたら、どこに処分するか。そうしませんと、いろいろ中途半端で終わられると、そのあたりの課題、問題点が出てくるではなかろうかなと、こういうふうに思っとるところですわ。

議長 そのとおりだと思います。
じゃあ、山脇さん、お願いします。

山脇委員 まず初めに、ちょっと1つ、今の件ですけども、今の鶏舎の場合、汚水の水路、汚水槽に流すようになっておりますけども、青線で引いてあるんですけども、どのぐらいの幅の水路ですか、これ。

事務局 これ、ちょっとお願いしとるんですけども、まだ具体的なものが出てませんので。申しわけありませんけども。

山脇委員 いつごろお願いされましたか。

事務局 5月の連休前後になります。

山脇委員 連休前後だったらね、きょう何日ですか、19日でしょう。催促もしてないでしょう、どうせ。きょうの会議に間に合うように出すべきですよ、これは、きちんとね。わかっとなるから、きょうの日程は。それはちょっとまずいな、そういうことは。今後そういうことのないように。
それから、もう一つ、米子市の彦名町の造成工事、転用。農業会議は特になしって書いてあるんですけど、これを見ますと建築の図面ばかりで、中身の図面、外の図面。うちは建築許可を出す機関じゃないでしょう。前も言ったように、造成、転用を目的とした許可する会ですので、もう少し造成のきちんとしたのを、こんなもん要らないからね。例えば、大山町の38ページのを見ますと、簡単ですよ、これいい図面で、屋根の形描いて、例えばL形擁壁、ここに1,100のを入れますよと、四面体、1

0cmのL形を。これで、いわゆる基礎にはRCの40、いわゆるコンクリの2次製品を、再生した砕石を敷きますよと。次に生コンを10cm入れて、L型の下にはモルタルで調整しながらモルタルをL型をつけますって描いてあるんです。こういうもののほうが本当は転用と造成には必要なんですよ、建築の中身なんかどうでもいいです、間取りとかそんなのはね。ですから、前も言ったように、やはりそういう書くことを、できれば各市町村の事務局にも指導していただきたいなど、こういうもんを出してくださいよと。一目見ればすぐわかると。例えば米子の分ですね、これ。ただ、L型擁壁って書いてありますが、高さは何ぼのですか、これ。水路も排水路を入れるようになっておりますけども、幅は何ぼの水路ですか。ちょっとお聞きしたいんですけども、わかれば。

事務局 申しわけありません。確認ができておりませんので、確認させていただきたいと。

山脇委員 ですからね、これが出た時点で、今までの実績をもとに出されたところにそういうことを聞いていただければ、ここに書いていただければ一番いいんですね。ただ、天端は、これ20cmは書いてありますね、ブロック積みの上も20cmですとか、L型擁壁も天端の200は書いてありますけども、肝心のH、高さが書いてない。何ぼの高さのものとかですね。だからそういう簡単に書いていただければ、もうぱっと見ればわかります。だから先ほどのもう一つの鶏舎でも、たくさん図面が、家の形が載ったりですね。こういうのじゃなくて、造成、いわゆる転用をこうやってしますよという、やっぱり示してほしいなど、今後は。その点に注意していただきたいなど。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

少し会長から補足をさせていただきたいと思います。こうやって委員の皆さんから御指摘をいただきますので、事務局もしっかりせにゃいかんということで、大分頑張ってくれてはいるんですよ。会長見てくださいというので、2日前にこれを見たんですけども、2日前にこれ、会長が見て、これ直せ、これ直せと言ったって直るもんじゃないわけで、受け付けたときに、市町村にこれはこうだって言わにゃいけんぞと。ところが、言っても聞いてもらえんというところが、■■■■さんの悩みがあるわけです。それなら平素から、やっぱり事務局にこれはこうしてということももっと指導をきっちりせないけん。

なぜなら、ここの常設委員会で議論いただくわけですが、それは一部でありまして、ほかのものは全部、各市町村の農業委員会でしてもらっているわけですが、それが本当に正しいのか、またその我流になっていないのか、そういうことの点検のためにこの委員会があるわけですから。

やはり、それは最終、市町村がされることですからなんてなことを事務局が言っているなら、この会は要らんわけでありまして。この会の趣旨がきちんとわからんといけんよということを一昨日も話したところであります。

それで、地図が非常に不十分だったもんですから、図面をもっといいぐあいにはせえと言ったもんですから、きょう見てみると、眼鏡がないとわからんようなもんや、要らんもんや、ようもこんな鼻もかめん、けつも拭けんけど、ようつけたなと思うほどついておりまして、若干そこはこの後また検討して改善はしたいと思っております。

それで、■■■さんのほうは、第1種農地で、集落接続で何mがいいかどうかという位置については農地法制上得意なんですけど、掘り下げたときの残土をどこに持っていかとか擁壁がどうだとかは皆目不得手でありまして、だからこそ、この議論が大事なわけでありまして。いつも山脇さんが詳しいわけで御指摘をいただきますので、一遍、こういう事案はこういうものが要るということをもっと明確化をさせて、各市町村の事務局に徹底をしたいと思っております。

それから、さっきあったように、出てきた段階で■■■さんがチェックしてその作業をしていかないと、2日前になってからどうしようか言ったって、それはならんので、そういうことで業務は改善をさせていただきたいと思っております。

一応、事務局はまたそれなりに頑張っておりますので、そのところはお酌み取りをいただけたらと思っております。

事務局、いいですか。

事務局 はい。

議長 そういうことで頑張りましょう。
ほかに。山本さん、どうぞ。

山本委員 済みません、手続のやり方でちょっと確認という形で。

一つの例なんですけど、これ、14ページの境港さんの分なんか、一つの例としてなんですけど、農業会議の助言というものがここに出てますけど、これはやってくださいという趣旨のものではあるんでしょうけど、この場でこのやってくださいが、もしこの後できてなかったときには、どうなるのかというのが。要するに出すものとしてはすごい心配なんですよね。ですから、これが出てきた段階でこの会にかけるとというのが本来の流れじゃないのかとは思いますが、出すほうとしては、こういうふうに書かれてしまうと、この後どういうやり方をしていくのか、市町村としてはちょっと困るのかなと思っておりますので、その辺の流れも明確化できればお願いしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。私もそれ感じまして、その書類を受けたときに、こう助言していますという済んだ話でもありますでしょうし、今の段階で許可をする上ではこの助言が担保ですよという場合もあるかもしれないわけですね。

川上会長としては、助言をしたことを書けということだったようですね。けども、助言をしてそれを行って行けば、別に事務方で調整したことはここへ書かなくてもそれはいいだろうという気持ちもしたり、そこが少し明確になっておりません。

一昨日、そこが明確になってないなと思ったばかりで、同じ感想を聞いたんですけど、そこをぜひ明確化を図りたいなと思っております。

境港市については、周辺の同意が要るよということを■■■さんが言ったのは、いつ言ったの、それは。受け取ったときなの。

事務局 これも連休の前後の。

議 長 だな。それで、■■■さんのほうは行政が説明をしたと。おおむね了解を得られたという説明だったんだけど、ちょっと気になって。やっぱ、そこは全員じゃないと、おおむねじゃしようがないかと思ったんだけど、その辺はどうなのでしょう。

境港市農業委員会 失礼します。17ページに周辺の状況、宅地の状況と農地の状況があるんですけども、どこまで同意をとるかというのはちょっと難しいところなんですけども、少なくとも隣接している、影響が懸念される住宅と隣接する農地の所有者の方に全て回るように業者の人に指導してございまして、反応としては、もちろん、太陽光の反射が心配される方もおられたようですし、荒廃地が有効利用される、土地が有効利用されるので進めてほしいという方も、反応があったようです。

議 長 この問題は、太陽光を設置するときに周辺の同意を得てどうだということは、この会議で物すごく議論があってるんです。そのことを農業会議事務局は市町村に指導、連絡をしていないので、境の■■■さんとしては、この会議でそれだけの議論の積み上げがあるという認知度が低いわね、■■■さん。だからこういうことになる。

それで、■■■さんが助言を、さっきの説明で、何月何日に助言しましたと言わなければ、したことなのか、これからすることなのかはわからん、聞いとるほうは。なおかつ助言については、過去のいきさつも全部含めて助言をせんと、この委員会の存在の意義がない、今のような話では。一遍一遍の議論が振り出しですよ、それでは。だから、この会議の議事録も大事だし、単なる議事録ではなくて、そこにある精神を19の農

業委員会事務局に連絡してもらわないといけんということですよ。ねえ、
■さん。

事務局 はい。

議 長 じゃあ、今の■さんの質問に答えてください。どこまで同意をとれば
いいのか、また、とらんでいいのか。

小林委員 会長、いいかな。

議 長 はい。

小林委員 挟んで悪いんですけれども。

今、助言の件が山本会長のほうから出てきたんですけれども、この助
言が完結しておれば、もう空白状態でも農業会議、全然のりませんわな。
ですから、この助言をやれるのは結構だけれども、結果というものをそ
の下に記載をして当日見ていただくと、これだけ頑張っとするだという
ところを見ていただくようにしたら、その内容がわかりますし、それから、
助言日を、いつ、何回やったということを書いていただいたら、その分
必要ではなかろうかなと、このように思っております。

議 長 ありがとうございます。それは改善の方向ということにしたいと思
いますが、ちなみにその周辺の同意のありようというのはどうでしょうか。

事務局 やっぱり太陽光の反射というのは、どこの区域まで及ぶのか議論があ
ると思うんですけども、隣接している人だけでなしに、やっぱり集落説
明会等を開いて対応していただくといいかなと思います。

議 長 この件については、過去の議論もありますが、高西さんなんか、どん
なふうな感想でしょうか、周辺の同意について。

高西委員 うちの場合はですね、■観光という方が約5,000坪ほど数集落
の中でつくられましたけども、役員が四、五人でよく聞いて、その内容
を会によく説明をして、もちろん、こっちも太陽光についていろいろ僕
のほうも勉強して、そげして影響等々を会に話して、よく理解をして
もらって公害防止協定を結んで、そげして定期的に現場をパトロールとい
いますか、立入検査させていただくと。それは事業者の了解がなくても
自治会の任意でやるというようなことをきちんと協定を結んで、事前に
会によく説明をしてやっております。

一番問題は、うちの自治会の場合は約5,000坪ですから、雨水の処理

があれなんで、その辺を一番事業者の方にはお願いをして、それから定期的に調整槽にたまった土砂は取り除いてもらうというように、調整槽の大きさもどれぐらいな大きさにしてくれということも自治会のほうからお願いをしてきちんとやって、きょう現在、全然トラブルは起きてませんが、きちんと取り決めたように管理しておられますので、問題はありませぬ。

議 長

ありがとうございました。ということで、これ、岩美町の事例のときにも議論があったと思うんですけども、この太陽光で許可するときには、そもそもこんな点がありますよと、光もあれば雨水もあるというようなものをやっぱりつくって、平素から各農業委員会事務局のほうにわかかっておいていただくということが大事だと思っています。書類が出てきてから助言したというレベルの話じゃないように思いますので、そこは、XXXXXXXXXXさん、改善の余地があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

境港市さんのほうでは、足立会長、今のことを参考にいただきまして、後々、市役所が、がいに農業委員会に責められたということにならんようにしていただければいいと思いますので、最終的には境港市さんのほうで善処方お願ひしたいと思います。

足立委員

ありがとうございます。

議 長

山本さん、そういうことで、当面よろしゅうございますか。

山本委員

はい。

議 長

小林さん帰られましたけど、助言ということのあり方について御意見をいただきましたので、改善をさせていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

ないようです。最後にじゃあ、会長のほうから、ちょっと境で立て札がしてあったっておっしゃったんだけど、そこは耕作をされていたのだろうか、それとも遊休農地だったのだろうか。

境港市農業委員会

荒れてはなかったけど、耕うん、管理はされてましたが、作付は一切されてませんでした。

議 長

なるほど。そうすると、市内の人も、2種農地ではあるが、うちもしてもらったらという人も出てくるかもしれないし、また、業者のほうもせっかくするならほかにもというかもしれないが、その辺はどんなふうに見通しされるでしょう。ちなみに、売買価格は何ぼなんだろうなとい

う、関心もありますが。

足立委員 その土地は、ずっと以前から、売りたい売りたいって言っておられまして、それで、大体もう3年ぐらい前か、あそこはな。それで、売りたいくてもしょうがない場所でございまして、いい農地なんですよ、本当は。だけど、本人が売りたいということでございまして、こういう結果になったということでございます。

境港市農業委員 太陽光、本来、大体使用貸借が非常に多いんですけども、今回、売買ということで、約2,000万ということで聞いてます、価格は。

議長 あと、大山町の稲光の事案ですけども、事務局に話しておきたいと思いますが、この顛末書を見たら、自分は合銀で出雲にいるのでお父さんに任せていたと、やむを得なかったとなっているんですけどね、出雲にしようが東京にしようが、ニューヨークにしようが、自分の責任で許可をお願いで、自分で責任をとるべきことであって、おやじに任せておったので仕方がないという言い方は、それは多分、このうちには農地もあるだろうし、墓もあるし、寺もいっぱいあって、よくある形で、それはお年寄りが、おじいさんがみんな世間のつき合いもされて、本人さんは夫婦で遠くに住んでおられるわけですが、やはり社会的な責任を果たさねばならんと。自分が悪うございましたって書いてあれば顛末書ですけども、父親に任せとったので仕方がないという、こういうことがまかり通ることになると、今の相続放棄であるとか、いろんなことが私は出てくると思います。そこは難しい問題ではありますが、■■■さん、■■■さんは一度大山町の農業委員会に行かれて、さっきの仮登記のことも含めて、ほかにはこういうことがないのか、町内でですね、というようなことを、ぜひ事務局と会長さんと一度話しといていただきたいなと思いますので、いかがでしょうか。

事務局 承知しました。

議長 よろしくお願ひします。顛末書にしては少し緩いような感じがいたしましたので、事務局に頼っておきたいと思ひます。

では、ほかにございませんでしたら、以上で決めてよろしゅうございませうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、時間が大分押しましたけども、報告事項を報告願ひます。事務局さん。

8 報告事項

(1) 平井知事との面談結果について

事務局

資料1の知事面談結果についてでございます。
知事面談結果、資料1を、では会長のほうからお願いいたします。

議長

それでは、資料の1でございますが、先般先週11日に理事会で御相談をして、理事、監事の皆さんで、御都合のつく方で知事に面会をいたしました。

趣旨は、御挨拶とお願いということでございまして、時間は20分ほどでございました。2ページ以降の発言の骨子によりまして、現状お話をし、3ページの下にございますが、できたら8月に研修会を持ちたいので御挨拶をいただければというふうをお願いいたしました。

先ほど長谷川会長と話しまして、8月はちょっと梨屋が出れんので、稲刈りが済んでからにしてもらえんかという長谷川会長の御意向もありまして、この8月かどうかというのは決めておりません。また御相談いたしますが、全部集まったときに知事というお願いをいたしました。了解をしていただきまして、行きますよと言っていました。

また、農業会議の役員と現状の話し合いをしてほしいということをお願い申し上げ、また、今、農業会議も機構も非常に事務局が脆弱でございますので、これをどうするかについて御相談したいというお話はいたしました。知事のほうは、4ページでございますが、皆さんと一緒に二人三脚でやっていきたいという言葉をいただいてよかったなと思っております。

ちなみに、各、長谷川副会長、山脇さん、森本会長、恩田さん、それぞれから御発言いただきまして、特に土地改良の話について、もう少しやっぱり職員のスキルも要るし強化をしてもらいたいと、農地業務としては一体化というお話をいただいております。ここは時間も足りませんでしたので、次回、知事のほうにまたお話ができたらと思います。そのときには、ぜひ、■■■■さんもまた一緒に行っていただければありがたいと思っております。

以上が概要でございました。御出席いただいた会長さんには、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それじゃあ、次。

(2) 平成29年度全国農業委員会会長大会について

事務局

資料2は、先ほど会長のほうから御挨拶の中でお話がありました。全国農業委員会の会長大会、5月29日にありますということです。

ほぼといいますか、3ページに出席者名簿をつけてございます。現在、事務局を含めて24名ということ。大会が3時を目安に終わりますので、その後、議員会館に出かけて、県選出、合区もありますので、衆議院議

員2名、参議院議員2名の事務所のほうに寄って、要請活動に行きたいという要請を各事務所には既にお送りしておりますし、参加者名簿も今週の初めに各議員事務所のほうに送らせていただきました。

4ページ以降、まだこれ最終確定ではございませんが、第1号議案としてございます政策提案でございます。またこれはごらんいただければと思います。

最後に、先ほど上場会長の御挨拶にはありました会長会議と全国農業会議所の専務からの返礼が来ておりますので、これは会長のほうから一言。

議 長 まあ、いいよ。見といてもらえば。

事務局 ということでございます。

簡単ではありますが、29日、30日と会長の皆さんまた上京いただき、一緒になって活動してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 その他のところ、何か。

事務局 今回、農業共済枠で出ていただいております米山委員さん、5月で退任といたしますか、この常設審議委員のほう、農業共済の理事を退任されるということでございますので、今月が最後ということで退任されますので、一言御挨拶いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

米山委員 農業共済のほうから2年間ですけども、出させてもらいまして、いろいろ大変勉強になりました。冒頭に会長が言われましたような、用地を誰がどうやって守っていくんだというようなことの中で、やっぱり私も国府町で受託者協議会というところで会長をしています。中間管理機構というそういうものができて、平地のところはそういうものを利用しやすいということはあるんですけども、奥のほうに行くと、それこそ誰も受け手がないという農地が、出すけども受け手がないところが多いんです。そういう中でも、この受託者のメンバーの中で誰々がつくったらどうだっていうようなことで今は守ってるんですけども、いずれはそういう平地のイノシシ、鹿が出ないようなところに、条件がいいところに移っていくんじゃないかという。だから中山間地は荒れていくなという、そういう思いがしてますけども、なるべく農地を守っていきたいという、そういう気持ちはあります。これからもこういう勉強をさせてもらって、現地のほうでそういうことを実行できたらいいなというふうに思ってますので、今後ともよろしくお願い致します。(拍手)

事務局

ありがとうございました。

次回ですけども、定例は21日前後を予定しておりますが、来月は6月28日、これは総会がございます。午前中、ホテルモナーク、鳥取市内になりますが、モナークで10時から常設審議委員会を開催させていただき、昼食をとっていただき、モナークで午後1時から総会を開催するという手はずでございます。次回は6月28日ということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

そういたしますと、長時間、熱心に審議いただきましてありがとうございました。

今、米山さんからありましたように、特に奥地、いわゆる山奥、そういうところが既に荒れているわけでありまして。石破さんが4月20日に文庫本を書かれまして、「日本列島創生論」という本を書きました。要するは高齢化であります。年には勝てんわけでありまして。我々が今せんばならんことは、この高齢化の中で10年、20年後をどうするかということ、孫やその若者に何を残すかという立ち位置だと思っております。

東京に参りまして石破さんや代議士と懇談するわけですが、そのときに石破さんが本を書いたことさえ知らんような我々であってはならんと思ひまして、本を送らせていただきました。その点では石破さんと共鳴するところも大いにあるわけでありまして、鳥取県が出している石破代議士でありますので、その先をどうするかということは我々が努力するしかありませんが、月末の東京が有意義なものになりますように、皆さん方と一緒に参りたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

じゃあ、今日はありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。